

報道関係各位

公益財団法人
にいがた産業創造機構**来たれ起業家！ 起業・創業に必要な経費の一部を助成します**
～令和5年度起業チャレンジ応援事業&U・Iターン創業応援事業 二次募集開始～

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、デジタル技術を活用し、県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を促進する目的で、起業時に必要な経費の一部を助成する「起業チャレンジ応援事業」とU・Iターンによる県内への移住・定住を促進するため、「U・Iターン創業応援事業」の受付を開始します。

つきましては、本事業の募集について広く周知したく、是非報道でお取り上げくださるようお願いいたします。

事業名	起業チャレンジ応援事業	U・Iターン創業応援事業
目的	新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業※に関する起業の促進	U・Iターンする者による左記起業の創出及び促進
対象者	県内に事業所を設置し、次の要件の全てを満たす者 ①令和5年8月18日～令和6年2月29日の間に起業する者 ②県外に在住の場合、令和6年2月29日までに県内に転居する者	以下のいずれかで起業する場合で、かつ、令和5年8月18日から令和6年2月29日の間に起業する者 ・U・Iターンにより県内に移住した者が起業する場合 ※令和5年8月18日時点で転居後1年以内の者 ・進学、有期雇用契約等により県内に移住した県外出身者が、県内で起業する場合
実施期間	交付決定日～令和6年2月29日まで	
募集期間	令和5年8月18日(金)～9月27日(水)17:00必着 申請書様式はNICOのホームページからダウンロードできます。(https://www.nico.or.jp/)	
助成率	1/2以内	
上限額	200万円	
対象経費	事業拠点開設費(設備、備品費等)、事業促進費(人件費、賃借料等)	

※地域課題や社会課題の解決に資する事業は「地域活性化」、「子育て支援」、「環境関連」、「社会福祉関連」などを対象分野としております。

【添付資料】

- ・「起業チャレンジ応援事業」募集チラシ
- ・「U・Iターン創業応援事業」募集チラシ

〈この件に関する問い合わせ先〉

(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 担当：小林、入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階
TEL：025-246-0051(直通) FAX：025-246-0030 E-mail：shinkisogyo@nico.or.jp

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和5年度『起業チャレンジ応援事業』二次募集のお知らせ～

概要

◆ 起業チャレンジ応援事業とは？

- ★新潟県内で新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を助成する事業です。
- ★デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を支援します。

■ 応募対象者

県内に事業所を設置し、募集開始日以降に起業する方で、下記の事業を展開する方。

- ・新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

対象分野：地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育
子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用

※県外に在住している場合、令和6年2月29日までに県内に転居する必要があります。

※一定の要件を満たして東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。（粟島浦村への移住を除く。）詳細は移住先の市町村に確認してください。

■ 助成事業の実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

■ 助成率と助成限度額

助成限度額：上限200万円

助成率：1/2以内

■ 審査方法

書面審査及び書面審査通過者に対して二次審査（プレゼンテーション動画による審査）を実施

■ 申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、**令和5年9月20日（水）**までに提出してください。

■ 募集期間

令和5年8月18日（金）～令和5年9月27日（水） 17:00 必着

■ 問い合わせ・申請書提出先

（公財）にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 小林、入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和5年度『U・Iターン創業応援事業』二次募集のお知らせ～

概要

◆U・Iターン創業応援事業とは？

★U・Iターンにより県内に移住し新たに起業する方に必要な経費の一部を助成する事業です。

★デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を支援します。

■応募対象者

○U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し募集開始日以降に起業する方

※U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。

また、起業準備のために既に新潟県内に転居している方も対象になります。(令和5年8月18日時点で転居後1年以内の方)

○じもと定着起業

・進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、募集開始日以降に県内で起業する方

・有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する方 (例：地域おこし協力隊員)

上記のいずれかの条件に該当し、下記の事業を展開する方。

・新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

対象分野：地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育
子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用

※一定の要件を満たして東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。(粟島浦村への移住を除く。)詳細は移住先の市町村に確認してください。

■助成事業の実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

■助成率と助成限度額

助成限度額：上限200万円

助成率：1/2以内

■審査方法

書面審査及び書面審査通過者に対して二次審査（プレゼンテーション動画による審査）を実施

■申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「U・Iターン創業応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、**令和5年9月20日（水）**までに提出してください。

■募集期間

令和5年8月18日（金）～令和5年9月27日（水） 17:00 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 小林、入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ (<https://www.nico.or.jp>) からダウンロードできます。